

令 5 廃リ対策第 6 3 6 号
令和 6 年 (2024 年) 3 月 2 8 日

関係団体の長 様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長

低濃度 PCB 廃棄物の適正処理に関する動画について

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別な御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

PCB 廃棄物の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、期限内処分が義務付けられており、低濃度 PCB 廃棄物は令和 9 年 3 月末までに処理する必要があります。

低濃度 PCB 廃棄物の処理を推進するため、下記のとおり動画を作成しました。

については、貴会員に周知され、低濃度 PCB 廃棄物の早期処理にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 低濃度 PCB の調査及び適正処理について

<https://www.youtube.com/watch?v=5Jj4orCSsI0>



- 2 山口県の PCB 濃度分析補助金制度 (中小企業向け) について

<https://www.youtube.com/watch?v=67VK-oQ1nW4>



産業廃棄物指導班
担 当 : 林
TEL 083-933-2988